

## 館山市・南房総市トライアルステイ業務委託仕様書

本仕様書は、館山市が南房総市と連携して実施する「館山市・南房総市トライアルステイ業務」（以下、「本業務」という。）の委託契約候補者を公募するにあたり、必要とする基本的事項について定めるものである。

### 1. 業務名

館山市・南房総市トライアルステイ業務委託

### 2. 業務の目的

「館山市・南房総市定住自立圏構想」に基づき、千葉県最南端エリアならではの優位性や特長を活かし、両市への本格的な移住等に向けたステップとして、観光とは異なる視点に立ち、体験を含めたトライアルステイプログラムを提供することにより、地域への理解醸成を図るとともに、移住定住・就業促進に繋げることを目的とする。

また、両市をフィールドに実施することにより、各市単独で実施する以上の相乗効果を発揮させ、移住希望者の選択肢を増やし、移住者の受入環境の充実を図る。

加えて、トライアルステイ利用者（以下、「利用者」という。）へのアンケート調査を行い、本業務で実施するトライアルステイが、今後、両市の強みとして自走化していくための仕組みやプログラムの構築を目指していく。

### 3. 業務期間

契約締結の日から令和6年3月29日（金）まで

### 4. トライアルステイ利用対象者

本業務では、首都圏在住の子育て世代を中心として、次の者を対象者とする。

- (1) 両市への移住や二地域居住を検討している安房地域以外の個人、家族
- (2) 地方での暮らしやビジネスを検討している安房地域以外の個人、家族

### 5. 業務内容

本業務の受託者は、以下に定める業務を実施すること。

- (1) トライアルステイ施設の設定及び施設管理者との調整
  - ・ 両市の地域性、現地の暮らしをイメージできることを考慮し、トライアルステイにふさわしい滞在施設を2軒（館山市1軒、南房総市1軒）以上手配する。
  - ・ 安全かつ確実な滞在が可能となるよう、手配した各施設管理者と調整を行う。
- (2) プログラムの提供

トライアルステイプログラムの提供にあたり、必要な一切の業務を行うこと。

#### ① 利用者の募集・選考

- ・以下の各事項に留意して行うこと。

ア トライアルステイの実施期間は、原則として2泊3日以上とする。

イ 利用者は5組以上とし、募集・選考を行う。なお、「4 トライアルステイ利用対象者」のどちらか一方のみの募集・選考となっても差し支えない。

ウ 今年度に両市が合同で参加するイベントや、両市が合同で開催するセミナーで本業務の周知広報ができるようにする。

- ・令和5年11月18日（土）南房総市・館山市コラボ移住セミナー

- ・令和6年1月13日（土）～14（日）JOIN 移住・交流&地域おこしフェア

エ 居住地から現地までの交通費、滞在期間中の交通費及び食費等は利用者の負担とし、宿泊費や体験プログラム等への参加費の一部も利用者の負担とする。

オ 利用者の希望等により、手配する滞在施設の利用日程が重なる場合には、利用者 に相談し、別途日程を調整する。

#### ② 滞在プランの提案及び調整

- ・利用者に対して、滞在期間中の生活や体験プログラムに関する事前ヒアリングを実施する。

※体験プログラムの例

両市内で行なわれる地域イベント、コミュニティ活動、職場見学、就業体験、農作業体験、テレワーク体験

- ・事前ヒアリングの結果を基に、両市での生活に必要な情報提供や、滞在プランの提案を行う。
- ・必要に応じて体験先へのアポイントメント等の調整に係る支援を行う。

#### ③ 利用者滞在中の体験プログラム等の提供

- ・両市移住相談窓口と調整を行い、より地域に密着した体験や経験ができるようなプログラムを提供する
- ・利用者が体験プログラムに参加するにあたり、必要に応じて、移動等の支援を行う。
- ・トライアルステイ施設の管理者と協議し、利用者の宿泊費の一部を負担する。
- ・体験プログラムの受入先（地域事業者、施設管理者等）と協議し、利用者の参加費の一部を負担する。
- ・協力者等への謝金が必要な場合は、受託者が委託料から支払う。

#### ④ 効果検証及びフォローアップの実施

- ・利用者に対し、アンケート調査を行い、トライアルステイに参加した感想や移住を決めるうえで重要視する事柄等について確認する。

- ・ アンケート調査の結果を踏まえ、トライアルステイが、今後、両市の強みとして自走化していくための仕組みやプログラムを検討する。
- ・ 本業務終了後も含め、利用者から両市への移住希望等の相談を受けた場合、両市の移住相談窓口はその旨を報告する。

### (3) 広報及び情報発信

- ・ 本業務が円滑かつ効果的に実施できるよう、利用者の募集等に係る広報・情報発信を行う。
- ・ 利用者の了承を得たうえで、体験プログラム等の参加する様子の写真撮影等を行う。
- ・ 取組の成果についても可能な範囲で広報・情報発信を行う。

## 6. 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

なお、電子データについても、完成原稿（PDF等）の他、編集が可能なデータ形式（ワード、エクセル、パワーポイント等）で併せて提出すること。

### ① 業務実績報告書 2部（A4版）

※アンケート調査結果を含む。

### ② 来年度以降のトライアルステイの自走化に向けた提案書 2部（A4版）

※様式は任意。両市の強みとなる体験プログラム、仕組み、実施体制など。

### ③ 収支報告書

### ④ その他業務で作成した資料

## 7. 納品場所・期限

場所：館山市経済観光部雇用商工課（住所：館山市館山1564-1）

期限：令和6年3月29日（金）

## 8. 留意事項

### (1) 一般事項

- ・ 業務の遂行状況について随時報告を行うこと。
- ・ 業務を遂行する上で必要な資料・物品等は、受託者において入手するほか、必要に応じて随時貸与する。なお、貸与した資料等の複製の可否、返却等については、両市からの指示に従うこと。
- ・ 委託業務期間は基より委託業務期間終了後においても、当該業務で知り得た機密、個人情報等は他には漏らしてはならない。

### (2) 業務体制

- ・ あらかじめ両市と調整したスケジュールで行うこと。
- ・ 両市担当者と協議を行うこと。
- ・ 両市からの指示を受ける窓口として、業務を総括する責任者を配置し、両市や関係者と円滑な進行管理や意思疎通に努めること。
- ・ 業務の実施にあたり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を行うこと。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等により、業務の実施が困難な場合には、両市と協議の上、業務内容の変更に柔軟に対応すること。

### (3) その他

- ・ 事前打合せや現地確認を行い、危険が無いこと及び安全対策の内容を確認し、利用者及び関係者の安全確保を徹底すること。
- ・ 万が一の事故等に備え、利用者を補償するための保険に加入すること。
- ・ 利用者に対し、撮影した写真等は WEB サイト及びその他広報資料等において使用する旨を伝え、予め承諾を得ておくこと。

## 9. 協議

この仕様書について、疑義が生じた場合、又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、両市と協議すること。

### 連絡先

館山市経済観光部雇用商工課 雇用定住係

0470-22-3136

南房総市総務部企画財政課 地域振興係

0470-33-1001